

生産緑地地区の要件が緩和されました！

生産緑地地区とは良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、市街化区域内農地の計画的な保全を図ることを目的に都市計画において定められる地区です。

生産緑地法等の改正を受け、本市において生産緑地地区の要件緩和を下記のとおり行いましたのでお知らせします。

【 緩 和 内 容 】

◆面積要件の緩和

生産緑地地区の面積要件を 500 m²以上から 300 m²以上に緩和しました。

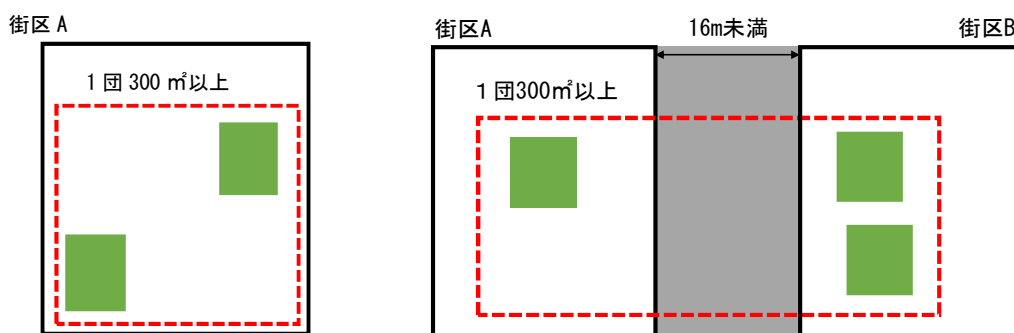
◆駅そば生活圏内における指定要件の緩和

駅そば生活圏内※において、防災協力農地の登録を条件に、生産緑地地区の指定が可能となりました。

〔※名古屋市都市計画マスタープラン（平成 23 年 12 月策定）に定める駅から半径 800m 圏域に、地下鉄の環状線で囲まれる部分を含めた区域〕

◆道連れ解除時における一団要件の緩和

生産緑地の指定後、一団で 300 m²を満たさなくなった場合において、同一又は隣接する街区に存在する生産緑地と合わせて面積の合計が 300 m²以上あれば、生産緑地地区の指定が継続されることとなりました。（ただし個々の農地等の面積は 100 m²以上とする）



【問合せ先】 名古屋市緑政土木局都市農業課農政係 972-2469